

千葉県有機農業推進計画

平成22年2月

千葉県

— 目 次 —

I	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画期間	
3	定義	
II	有機農業の現状と課題	2
1	千葉県における環境保全型農業の現状と取組	
2	千葉県における有機農業の課題	
	(1) 千葉県における有機農業の現状	
	(2) 千葉県における有機農業の課題	
III	有機農業の推進方向と施策	5
1	有機農業に従事できる環境づくり	
	(1) 有機農業者への支援	
	ア 有機農業の取組に対する支援	
	イ 新たに有機農業を行おうとする者への支援	
	(2) 有機農業に関する技術の普及	
2	有機農業に関する理解の醸成	6
	(1) 消費者等の理解の促進	
3	有機農業の推進のための体制づくり	7
	(1) 関係機関との連携・協力体制の整備	
	ア 県段階	
	イ 市町村段階	
IV	その他必要な事項	7
1	調査の実施	
2	有機農業者等の意見の反映	

I 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

農業における生産活動は、食料を生産する基本的な役割の他、自然環境の保全などの公益的機能も併せ持っていることから、これをさらに発揮させていくために農業全体をより一層環境と調和した農業へ転換し、持続的、安定的に継続していくことが、益々重要となっています。

このような中で、有機農業は化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず、農業生産に由来する環境の負荷を大幅に低減し、農業の自然循環機能を増進するものであり、また、消費者の食料に対する需要が高度化・多様化する中で、安全かつ良質な農産物に対する消費者の需要に対応した農産物の供給に資するものであることから、国は有機農業を総合的に推進するために、有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号。以下、「有機農業推進法」という。）を制定・施行しました。また、これに基づき有機農業の推進に関する基本的な方針（平成19年4月）も国から公表されたところです。

現在、本県では、土づくりを行うとともに化学肥料・化学合成農薬を通常の2分の1以下に低減した「ちばエコ農業」を環境保全型農業の主要施策と位置づけ、「エコファーマー」の認定等と併せて推進に努めているところです。

また、有機農業についても、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減したものであること、また、高度化・多様化する消費者ニーズに 대응していくものであることから、環境保全型農業の一つとして推進していく必要があります。

そこで、有機農業推進法並びに有機農業の推進に関する基本的な方針に沿って、千葉県有機農業推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定することといたしました。また、推進に当たっては、有機農業の実態等を踏まえ、有機農業に取り組む農業者（以下「有機農業者」という。）等の自主性を尊重しつつ行うこととします。

2 計画期間

この推進計画の計画期間については、平成22年度から5年間とします。

なお、情勢の変化に的確に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。

3 定義

この推進計画において、「有機農業」とは、有機農業推進法第2条に規定する、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいいます。

II 有機農業の現状と課題

1 千葉県における環境保全型農業の現状と取組

本県農業の持続的発展、地域資源の活用、生産者と消費者の提携を基本方向として、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を少なくし、消費者の求める新鮮で安全な農産物を供給する環境保全型農業を推進するため、平成6年に「環境にやさしい農業推進基本方針」を策定しました。

この方針を踏まえ、平成6年度から平成12年度までは、土づくりを基本に農薬や化学肥料の使用量をできるだけ減らす「環境にやさしい農業」に取り組む集落指定を行いました。

この実績に基づき、平成14年度には化学肥料・化学合成農薬を通常の2分の1以下に低減する栽培を県が認証する「ちばエコ農業」制度を創設し、環境保全型農業の主要施策として位置づけるとともに、平成11年度に制定された持続的な農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づく「エコファーマー」の認定と併せて、環境保全型農業を推進してきました。

その結果、ちばエコ農業に取り組む生産者は、平成21年3月末現在で6,190名、エコファーマーの認定については、3,116件となっており、多くの方が環境保全型農業に取り組んでいます。

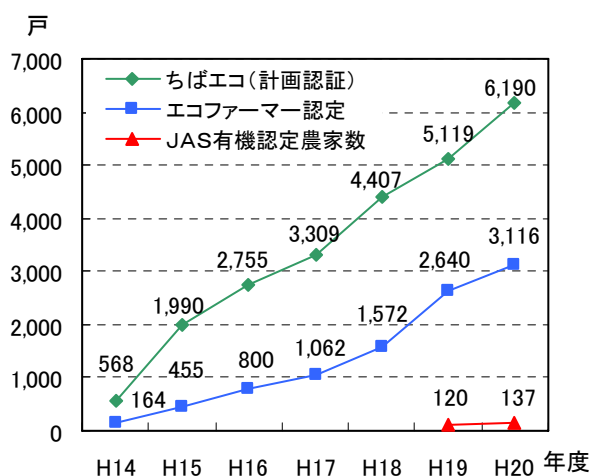


図1 環境対策に取り組む農家数
(ちばエコは延べ件数)

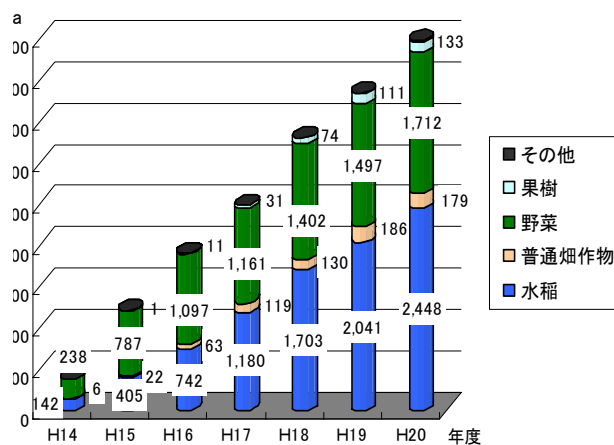


図2 ちばエコ農業計画面積推移

表1 「環境保全型農業※に取り組んでいる農家数」 (農業センサス)

		販売農家戸数	取組農家戸数	取組農家／販売農家
H12年	全国	2,336,909	501,556	21.5%
	千葉県	76,042	15,279	20.1%
H17年	全国	1,963,424	918,753	46.8%
	千葉県	63,674	27,764	43.6%

※「環境保全型農業」：地域の慣行に比べて、農薬や化学肥料の使用量を減らす取り組み及びたい肥を用いた土づくり

2 千葉県における有機農業の課題

(1) 千葉県における有機農業の現状

本県における有機農業については、全国に先駆けて昭和48年に南房総市(旧三芳村)の農業者グループにより、東京の消費者グループと提携した取組が行われた他、平成12年に御宿町の酪農家が、牛乳の有機認証を取得するなど、先駆的な取り組みが行われています。

また、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。)に基づく有機認定を受けている農業者は、平成21年3月末で137戸^{※1}と、全国的にも上位にあり、比較的有機農業が盛んな県となっています。

表2 千葉県の有機JAS生産工程管理者数

	千葉県		全国	
	生産行程管理者 ^{※2}	農家戸数 ^{※1}	生産行程管理者 ^{※2}	農家戸数 ^{※1}
H20.3.31	44	120(10位)	1,753	3,319
H21.3.31	52	137(10位)	1,999	3,680

※1 登録認定機関から報告があった農家戸数を積み上げた数

※2 改正JAS法(H18年3月1日施行)に基づく生産工程管理者数

(2) 千葉県における有機農業の課題

有機農業については、条件が整えば取り組みたいと考えている農業者はいるものの、収量、品質を確保できる技術が確立されていないこと、生産コストに見合う価格で取引できる販路の確保などの課題があります。

① 有機農業への新規参入・転換について

農外からの新規就農者は、農地の取得が困難であったり、経営が安定するまでの資金を確保することなどの課題があります。

また、慣行栽培から有機農業へ転換する場合も、数年は生産が安定しないことなどがあげられます。

② 生産について

生産面の課題としては、平成19年度に本県で実施した「有機農業に取り組んでいる方への調査(アンケート)」において、多くの方が除草作業の大変さや、生産が不安定といった点を挙げています。

また、本県のような高温・多湿な気象条件では、病害虫・雑草が多発すること、経験を積んでも収量が不安定なこと、労働時間の大半が除草作業に費やされることなどの課題があります。

更に、有機農業を実践する農地は、有機農業以外の農地と隣接している場合が多く、周辺農家、地域全体の理解を得ることが必要となっています。

③ 消費者等の理解について

平成20年度に実施した「県政に関する世論調査」では、消費者の有機農業へのイメージについては、83%の方が安全・安心をイメージすると回答している一方で、52%の方が価格が高いと回答しており、環境にやさしい農業と回答した方は44%にとどまっています。有機農業は多大な労力が必要であること、化学的に合成された肥料及び農薬を使用せず環境にやさしい農業であることへの理解が未だ十分とはいえない状況です。

このため、消費者や実需者等に対する有機農業についての理解の促進を図ることが必要です。

また、有機農業により生産される農産物の流通・販売については、有機農業者自らの販路開拓により、有機農業を理解した上で提携している消費者や有機農産物を専門に扱う流通事業者との契約など、相対取引の事例が多くなっています。

消費者の理解と関心を高めるためには、有機農業により生産される農産物を容易に入手できるよう、産直、提携などの取引をより広く認識してもらうとともに、有機農業者、流通・販売業者、実需者及び消費者の間での情報の受発信が必要です。

Ⅲ 有機農業の推進方向と施策

1 有機農業に従事できる環境づくり

<推進方向>

有機農業を推進するためには、有機農業が抱える生産面の課題を解決し、農業者が有機農業に取り組めるような環境づくりが必要です。

そこで、有機農業に必要な技術の導入を支援するため、有機農業に取り組んでいる人や新規就農者への情報提供、有機農業に関する先進的な技術の調査及び情報収集並びに普及に取り組んでいきます。

<推進施策>

(1) 有機農業者への支援

ア 有機農業の取組に対する支援

- ① 各地域において有機農業の相談体制を整えるとともに、地域条件に即した技術的支援が行えるように努めます。
- ② 有機農業者が実践している技術について、研修会などを開催し、情報交換の促進に努めます。
- ③ 有機 J A S 認証を取得する際の指導・助言など、有機農業により生産される農産物の適正な生産及び表示を推進していきます。
- ④ 化学合成農薬を使用しない有機農業に取り組むためには、農薬を使用しないことに対する地域内の理解や協力が必要です。このため、地域と連携して有機農業に取り組めるよう啓発活動に努めます。
- ⑤ 地域の有機質資源である家畜ふん堆肥が容易に利用できるようなたい肥製造等に必要な機械や施設の整備に対する支援及び情報提供に努めます。
- ⑥ 有機農業を含む環境負荷を大幅に低減する、地域でまとまった先進的な取組に応じて交付金が交付される、「農地・水・環境保全向上対策」への参加を呼びかけます。

イ 新たに有機農業を行おうとする者への支援

- ① 新規就農に関する相談を、県内に設置されている新規就農相談センターにおいて行っていきます。
- ② 研修受け入れ農家に関する情報を把握し、有機農業での新規就農を希望する者が円滑に就農できるよう、情報提供や研修による技術修得などの支援に努めます。
- ③ 就農支援資金の貸付による支援を行っていきます。

(2) 有機農業に関する技術の普及

- ① 有機農業者の技術に関する課題・要望及び関係者の意見の把握に努めるとともに、関係機関や農業者と連携・協力し、地域の実情に応じた有機農業の技術の普及に努めます。
- ② 国、地方公共団体、有機農業者、民間団体等により研究、開発、実践されている様々な技術の調査結果や成果等の情報をパンフレットや冊子、ホームページ等を活用して提供していきます。

2 有機農業に関する理解の醸成

<推進方向>

有機農業の推進のためには、消費者、流通・販売業者、実需者の有機農業に対する理解促進を図ることが必要です。

そこで、消費者への食育、千産千消、農業体験学習等の取組や、有機農業者と流通・販売業者等との情報交流、連携を促進していきます。

また、消費者の有機農産物等に対する信頼を確保するため、JAS法に基づく適正な表示を推進していきます。

<推進施策>

(1) 消費者等の理解の促進

- ① 有機農業フォーラムの開催や各種イベントを活用し、有機農業の正しい知識の普及啓発に努めます。
- ② 家庭、学校、地域など様々な場面で行われる食育を通して、有機農産物についての理解に努めます。
- ③ 消費者交流会、農業体験学習、都市農村交流等による有機農業者等と消費者の交流の場づくりを関係者と連携しながら進めます。
- ④ 有機農業により生産される農産物について、有機農業者、流通・販売業者、実需者及び消費者の間で連携しながら交流、情報交換、PR活動を展開し、流通・消費の拡大につながるよう理解の促進を図っていきます。
- ⑤ JAS法に基づく有機農産物等の表示ルールや検査認証制度について、登録認定機関と連携して普及啓発に努めます。



3 有機農業の推進のための体制づくり

<推進方向>

現状では未だ取組の少ない有機農業を推進するためには、関係機関や農業者、消費者の理解と協力を得ながら進める必要があります。

このため、県の推進計画に基づく取組を進めるための体制づくりに取り組んでいきます。

<推進施策>

(1) 関係機関との連携・協力体制の整備

ア 県段階

- ① 有機農業への理解を促進するため、有機農業関係者等による有機農業の推進体制づくりに取り組んでいきます。
- ② 行政・試験研究・普及の関係機関の連携を強化し、地域条件に即した有機農業推進体制の構築に努めます。

イ 市町村段階

市町村や農業協同組合、関係団体等に対し、有機農業推進に関する施策などの情報提供を行うとともに、市町村が策定する推進計画及び有機農業に関する取組を支援していきます。

IV その他必要な事項

1 調査の実施

有機農業の推進に必要な情報を把握するため、有機農業により生産される農産物の生産、流通又は販売に関する団体、その他の有機農業に取り組む団体等の協力を得て、必要な調査の実施に努めます。

2 有機農業者等の意見の反映

有機農業の推進に当たっては、有機農業者や関係者及び消費者等の意見や考え方を反映させるよう努めます。